

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1. 法人が提供するサービスについての相談窓口

電 話	047(461)6865(8:30~17:30)
担 当	介護支援専門員：矢是美加子

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 オレンジガーデン・ケアセンター
所在地	千葉県船橋市芝山7丁目41番1号
介護保険事業所番号	居宅介護支援事業(1270901117)
サービスを提供する地域	船橋市、習志野市

(2) 同法人の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名			1名
介護支援専門員	同左	1名			1名

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
土・日・祝祭	休業

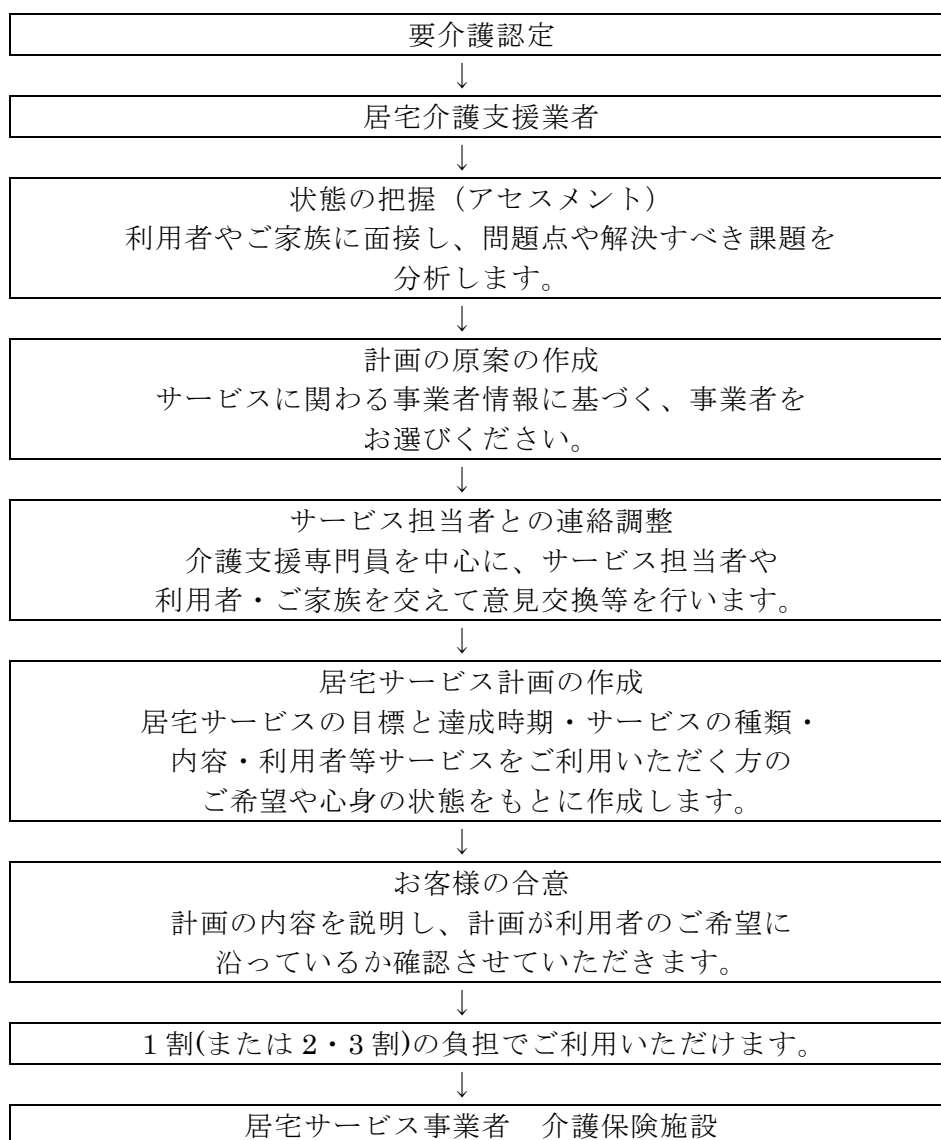
※その他休業日 12/29～1/3

3. 当法人の居宅介護支援の特徴等

基本方針

- ① あらゆる業務は、利用者の人として個々の生き方を尊重し、個に徹した援助活動計画のもとに誠心誠意サービスを行う。
- ② 利用者には、人の命の尊さを念頭に、常に明るく慈愛に満ち、介護させていただき感謝の気持ちを持って、接することを心がける。
- ③ 自らの手で、自らの足で、何事も出来る健康体であることの喜びを体得してもらうよう自立して生活できるよう援助活動に接する。
- ④ きれいで、清潔な、安全な生活環境の施設の維持・運営に努めるとともに、社会福祉の公共性を認識し、健全な経営に努める。
- ⑤ 利用者の家族との密接な連携のもとに、相互理解にたった、自立のための援助活動を行い、早期の社会復帰を目指すサービスを行う。
- ⑥ 地域社会の人々と一体となって、地域社会の福祉活動に貢献できる協力を積極的に行う
- ⑦ 行政機関との交流を通し、国、県、市の福祉行政に協力し、よりよい社会の発展に努める。
- ⑧ 時代の進展に伴う、諸技術の革新に応じ、サービスの向上・施設設備の更新のため、人材教育と環境整備を財政基盤の許す限り、積極的に行う。

4. 居宅介護支援の申し込からサービス提供までの流れと主な内容



※ ご自身でお申し込みの場合、一旦全額をご負担いただき、事後9割(2・3割負担の方は8・7割)がもどされます。

(サービスご利用のために)

事 項	有無	備 考
介護支援専門員	有	変更を希望される方はお申し出ください。
調査（課題把握）の方法	有	
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料	無	
利用料の変更	有	変更の場合には書面にて通知いたします。

7. 利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙のとおりです。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県船橋市芝山7丁目41号1番

名 称 医療法人 すいめい会
居宅介護支援事業所オレンジガーデン・ケアセンター

説明者 所属 居宅介護支援事業所 介護支援専門員

氏名 印

私は契約書および本書面により事業者から居宅介護支援について重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印